

令和6年5月17日(金)	資料2
令和6年度 第1回 自立支援協議会	

令和5年度 板橋区地域自立支援協議会 活動報告

1 自立支援協議会構成員

会長 是枝 喜代治 (東洋大学 ライフデザイン学部 生活支援学科 教授)
副会長 鈴木 陽一 (板橋区医師会 理事)
委員 学識経験者、子育て・教育関係者、企業・雇用関係者、
相談支援事業所 各2名 障がい当事者等 3名、
民生委員・区民(公募委員) 各1名

2 会議実施状況

第1回			
日時	令和5年5月19日(金) 10時00分から		
場所	板橋区役所 北館9階 大会議室A		
会議の公開	公開(傍聴できる)	傍聴人数	6名
報告・協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状伝達式 ○第9期運営方針・部会の設置について ○第9期協議事項案について ○次期障がい福祉計画等策定方針案について ○地域生活支援拠点等の整備について 		

第2回			
日時	令和5年10月23日(月) 10時00分から		
場所	板橋区役所 北館9階 大会議室A		
会議の公開	公開(傍聴できる)	傍聴人数	4名
報告・協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度定例部会活動状況報告 ○地域生活支援拠点等の整備について ○板橋区障がい者計画 2023 及び障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)の進捗状況について ○板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)の素案について ○令和5年度東京都自立支援協議会交流会の報告について 		

第3回			
日時	令和6年1月26日(金) 10時00分から		
場所	板橋区役所 北館9階 大会議室A		
会議の公開	公開(傍聴できる)	傍聴人数	4名
報告・協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度定例部会活動状況報告 ○区営住宅等の入居資格要件の改正概要について ○令和5年度の地域生活支援拠点等の整備状況について ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討状況について ○板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)(素案)に対するパブリックコメントと区の考え方について ○板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)原案について 		

3 報告・協議事項の主な意見

(1) 次期障がい福祉計画策定等に関すること

- 令和4年度のアンケート調査結果にある、障がいのある人への理解について、半数の方が足りていないという回答がある。共生社会の実現に向け、幼児期からの交流が必要と考える。また、「共に歩む」という板橋区が掲げる計画を推進するためには、共生社会をつくる担い手(小・中学校の児童・生徒)を育てていくことが大切であり、障がいのある児童・生徒、保護者が、普通に地域に出ることができるような支援が必要だと考える。
- 医療的ケア児者への支援について、介護の資格を持った方々との連携や活用、または検討を進める会議体などにおいては、できないという考えではなく、どうしたらできるかという視点で、共に意見交換などをしながら進めてほしい。
- 例えば高次脳機能障がいなど、福祉だけでなく、介護や医療といった部門をまたがる連携が非常に重要になるため、次期計画では取り組んでほしい。
- 障がい当事者の方々がどのような想いを持ち、どのような支援があると良かったのかなど、一人ひとり状況が異なると思うが、当事者の声をできるだけすくい上げて施策を進めていただきたい。
- 障がい当事者やご家族の方々が意見を伝えることができる、声をあげていくことができる場や機会が多くあると、より良いサービスを考えていくことができる。
- 個別避難計画の作成・更新について、知らない方が多いため、広報やホームページ、LINEなど、様々な機会を使って周知を進めてほしい。

- 障害者差別解消法について、令和6年度から民間事業者の合理的配慮が義務化される。啓発活動を進め、民間事業者の皆様へ知っていただきたい。
- 家族への支援体制の構築について、大切なことのため新たな施策として取り上げていただき嬉しく思う。この課題について、地域の中でどのようなことが起こっているかなどの情報を得ることがあり、当事者の声として助力することができるのではと考えているため、協力して取り組んでいきたい。
- 次期障がい者計画の進捗状況の確認や検証、検討などをする場として、自立支援協議会や各部会の運営に努めていただきたい。
- 障がいのある人への区民の対応や理解度について、約半数の方が、理解が足りていないと回答されている。区民の方々の理解度を進めていくために、障がい者計画自体を知っていただく機会をつくるなど、工夫しながら周知啓発をしてほしい。

(2) 地域生活支援拠点等の整備に関すること

- 安心支援プランを作成するためには、障害支援区分が必要になる。緊急一時保護事業を使うためには、障害者手帳が必要になる。障害支援区分や障害者手帳を保持していない方への緊急時対応について、引き続き検討を進めていただきたい。
- 安心支援プランは拠点登録した相談支援事業所しか作れないという点について。全事業所が登録するわけではない。プランを作成したくても、作成できない利用者があふれるのではないか。また、事業所において他業務が多忙で登録事務ができないということもあると考える。
- 相談支援事業所として、「安心支援プラン」の作成有無に関わらず、緊急時に対応しなければならないという認識はある。ただ、実際に動いてもらう短期入所や赤塚ホーム、ヘルパー事業所が、どの程度拠点等について理解しているかが懸念される。
- 相談支援事業所自体が、24時間の相談支援体制をとれるかが重要。そのような体制をとれない事業所が多い中、登録をすすめる手立てが難関。
- 医療的ケア児の受け入れ先が少なく、緊急時に利用できない。板橋キャンパスで対応できるか、期待したい。
- 事業所に拠点登録してもらうためには、事業所の報酬部分をもっと伝えていく必要がある。

(3) 協議会の運営に関すること

- 権利擁護についてはどの部会にも関わってくる。権利擁護に限らずだが、部会同士の関わり、部会同士の連携ができてくると良い。

4 令和6年度に向けて

令和5年度板橋区地域自立支援協議会は、次期障がい者計画等の策定年度として計画に関する議論が多く交わされた。令和6年3月に公表した「板橋区障がい者計画2030」及び「障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」について、今後、自立支援協議会や各部会などの場で進捗を定期的に評価し、必要に応じて修正や調整を行いながら、障がい者施策を推進していく。また、施策の取組において成功した点や改善すべき点の把握にも努めながら、部会同士の連携による相乗効果などにより、施策展開の効率性や効果性の向上にも働きかけていく。

地域生活支援拠点や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する取組状況についても、適宜自立支援協議会や各部会にて報告し、必要に応じて協議していく。